

番号	1、1)
項目	大阪市の財政調整基金や国の地方創生臨時交付金を活用して、売上が減少したすべての中小・小規模事業者・個人事業主・フリーランスを対象に新たな直接支援金制度を創設すること。経費に占める燃料費の割合が高く、原油価格高騰の影響の大きい一般公衆浴場、クリーニング所（取次店除く）、物流事業者（フリーランス含む）などへは上乗せの支援策を実施すること。 （下線部のみ回答）
	（回答） 長引くコロナ禍と物価高騰等の影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。 （１） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある市内の小売店舗等を支援するため、大阪市内の対象店舗で令和４年１１月１日から令和５年２月２８日まで利用可能なプレミアム付商品券を発行し需要喚起する「大阪市プレミアム付商品券 2022 事業」を実施しております。 （２） 大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。 なお、大阪産業創造館の中小企業プラザには、国が各都道府県に設置する相談窓口も集約しており、当該プラザの「大阪府よろず支援拠点」に『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』や『ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口』が設置されております。 今後についても、国や大阪府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援を検討してまいります。 （令和４年１２月２８日現在）
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774 経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9836

番号	1、2)
項目	原油価格・物価高騰等の影響を受けた中小業者に対する融資を実施し、金利・信用保証料を全額負担すること。
(回答) 本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。 具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。 今後についても、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	1、3)
項目	区域の中小業者支援に関する担当課・係を設置し、定期的に当会との懇談・交渉に応じること。
(回答) 経営相談等、中小企業に対する総合的な支援に関しては、既に大阪産業創造館が中小企業支援拠点として全市的にその役割を担っており、港区役所に事業者等からご相談があった場合は、引き続き大阪産業創造館と連携し、中小企業に対する支援につながるよう努めてまいります。 また、団体との協議等につきましては、これまで通り「団体との協議等のもち方に関する指針」に則り、文書で回答した項目のうち、協議等を行う必要がある項目について貴団体と調整を行ったうえで、協議の場を設定いたします。 ※大阪産業創造館とは、中小企業の経営基盤の強化を図ること等を目的に、大阪市が設置した実施機関であり、個々の経営相談等を実施しております。	
担当	港区役所 総務課（総合政策グループ） 電話：06-6576-9683

番号	2、1)
項目	大阪市地球温暖化対策実行計画の2030年度削減目標を事務事業編100%、区域施策編60%に引き上げ、港区においてもそれを下回らない目標を定めた上、目標達成のための具体的ロードマップを示すこと。実施にあたっては「脱炭素対策は地域経済の発展と一体で進める」との基本姿勢に立ち、地元業者へ発注した場合は補助を行うなどすべての施策において地域発展を位置付けること。
(回答) 本市では、脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえた本市の新たな温室効果ガスの削減目標や市域における脱炭素化の取組のあり方について、令和3年11月に大阪市環境審議会に諮問し、令和4年6月に同審議会から受けた答申を踏まえ、7月から8月にかけてパブリック・コメント手続きを経たうえで、令和4年10月に「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」を策定しました。 本改定計画では、2030年度における市域の温室効果ガス削減目標を2013年度比30%削減から50%削減に引き上げ、地球温暖化対策を一層強化し、2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざすこととしています。また、2030年度の温室効果ガス排出量50%削減目標の排出部門別内訳と、目標達成に向け国や府、市民・事業者の皆さまとともに取り組む主な施策を表にまとめるとともに、目標達成に向けて取り組む施策を「ゼロカーボン おおさか」を形成する5つの「まち」の姿ごとに整理してお示ししています。 事業者の積極的な温暖化対策は、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる成長につながることから、環境イノベーションの創出なども織り込みながら、大阪の成長につながる脱炭素社会の実現をめざし、本改定計画に基づく施策をすべての主体の参加と連携、協働のもとで取組を進めていきます。 また、市域における温室効果ガス削減目標を定める本改定計画の策定及び、政府の事務・事業から排出される温室効果ガスの2030年度目標を2013年度比50%削減とする「政府実行計画」（令和3年10月閣議決定）を踏まえ、令和4年10月には「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（改定計画）」も策定しました。 同改定計画では、2030年度までに、本市事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減するとともに、本市及び大阪広域環境施設組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2013年度比34.5%削減することを目標に掲げ、目標達成のための5つの基本方針と同方針に基づく主な取組等を取りまとめ、本市自らが「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けた取組を、市民・事業者へ先駆け実行していきます。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3217・06-6630-3218

番号	2、2)
項目	大阪市はエネルギー消費の8割近くを「産業」「業務」「家庭」が占めており、事業所や家庭など建築物の省エネ推進が不可欠である。省エネ診断の財政・規模を拡充して、市民が無料・安価で専門家による現状分析と的確な改善策の提案を受けられるようにすること。
(回答) 大阪市と大阪府が平成 25 年度に共同設置したおおさかスマートエネルギーセンターでは、ワンストップ相談窓口として、市民の皆さまからのご質問やご相談にお応えするとともに、住宅の高断熱化と省エネルギー・創エネルギーにより住宅の年間エネルギー消費量が概ねゼロとなる住宅（ZEH）の普及啓発を行っています。 また、中小事業者の省エネ・カーボンニュートラルに向けて、経済産業省「地域プラットフォーム構築事業」の省エネお助け隊と連携し、省エネルギーを実行するまでのプロセスの最初から最後までを切れ目なくサポートする「省エネコストカットまるごとサポート事業」を実施し、設備更新や運用改善の提案を行っています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当 電話：06-6630-3483

番号	2、3)
項目	工場や事業所、家庭で省エネ設備・機器、再エネ設備の導入、建築物の断熱を行う場合の改修補助制度を創設すること。地元業者へ発注した場合は補助率を引き上げること。
(回答) 大阪市と大阪府が平成 25 年度に共同設置したおおさかスマートエネルギーセンターでは、市民や事業者からの質問・相談への対応を行うほか、国の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の補助事業の案内など各種事業を行っています。 「太陽光パネル設置普及啓発事業」では、市民の皆様に太陽光発電システムや蓄電池を安心して設置いただけるよう、一定の要件を満たす製造者、施工店、販売店を登録・公表しており、市内の事業者様にもご登録いただいています。 また、住宅用太陽光発電設備等の設置にかかる初期費用の負担軽減のため、金融機関と連携し「おおさか低利ソーラークレジット事業」を実施し、前述の太陽光パネル設置普及啓発事業の登録販売店を通じて低利な個別クレジット型ローンを提供しています。平成 31 年 4 月からは、太陽光発電設備に加えて、蓄電池設備や家庭用 CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器にも対象を拡大しています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当 電話：06-6630-3483

番号	3、1)
項目	国や大阪府から受給したコロナ関連の支援金や時短協力金が不当にも課税対象とされているため、<u>市営住宅の家賃が跳ね上がり、「退去勧告を受けるのでは」との不安が広がっている。支援金や時短協力金は、その趣旨を踏まえて非課税として扱い、住民税、国保料、介護保険料、市営住宅家賃、保育料などの収入算定に含めないこと。</u>
(回答) 公営住宅の家賃算定の根拠となる収入については、国の通知により、継続的な収入によって算定し、その年にのみ支払われる退職金のような一時的な収入については除外して算定することとなっています。 事業所得として課税対象となるコロナ関連の給付金については、事業者の収入の減少に対する補償として支給されるもので、コロナが蔓延しなかった場合に得られたであろう収入に代わるものとして所得税法上の継続的収入である事業所得に区分されているため、市営住宅の家賃算定の際にも収入認定の対象として取り扱っています。 (下線部について回答)	
担当	都市整備局 住宅部 管理課（家賃収納担当） 電話：06-6208-9262

番号	3、2)
項目	総務省通知（2022年10月7日付）、財務省通知（2022年10月4日付）を踏まえ、入札や公契約の参加資格でインボイス登録を要件としないこと。
普通地方公共団体における一般競争入札の参加者の資格については、地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により、「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」とされています。 また、地方自治法第167条の5の2の規定により、「一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる」とされています。 これらの規定に照らし、令和5年10月1日から導入するとされている、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、適格請求書発行事業者でない者（免税事業者等）を競争入札に参加させないことを要件とする入札参加資格を定めることについては、「適当ではない」とする見解が、令和4年10月7日付けで総務省から各都道府県及び指定都市あてに通知されています。 このことから、本市においても、競争入札に参加する者に必要な資格として、適格請求書発行事業者であることを要件とする資格を定めることは考えておらず、今後も引き続き、国や他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062

番号	3、3)
項目	夢洲へのカジノ誘致は中止すること。
(回答) I Rは、カジノ施設、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設など、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、I Rは、カジノの収益をI Rの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、I Rへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されます。 さらに、納付金や入場料を活用し、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。	
担当	I R推進局 企画課 電話：06-6210-9236